

過酷避難状況による精神的損害に関連する慰謝料事例

1. 本件事故の高裁判決				
番号	判例	事案	判決概要	慰謝料総額
1	<p>仙台高裁判決 【仙台高裁いわき】 令和2年3月12日</p>	<p>原発事故及びこれに伴う避難指示等により生じた精神的損害等の賠償を求める事案</p>	<p>避難を余儀なくされた慰謝料を認容。 「原告らは、福島第一原発から拡散した大量の放射性物質による生命・身体に対する深刻な放射線被害の具体的な危険に直面した。そのために地域社会との結び付きを突然に奪われ、全く異なる環境での避難生活を一から始めざるを得ないなど、著しい精神的苦痛を被ったといえる。この放射線被害の危険は、原子力発電所における水素爆発という未曾有の大事故によるもので、その危険性の程度が的確に評価できず、将来における原状回復の可能性も全く予測できない点で、避難する者に強い不安をもたらしたことも明らかであり、その意味での精神的苦痛も極めて大きいものであったと評価できる。」 「しかも、原告らの避難は…原子力発電所の安全確保に重大な責任を負い、原告ら地域住民の信頼の上に福島第一原発を立地してきた被告が、事前に十分予測可能であった津波被害の対策を先送りした結果として起こした重大事故のために余儀なくされたものであり、その観点からも、原告らが避難を余儀なくされた精神的苦痛は、更に大きなものとなったと評価できる。このような意味を有する避難を余儀なくされた慰謝料の算定するには、上記のような原告らの損害ないし精神的苦痛の内容程度を的確に評価する観点から、本件事故時における生活の本拠における放射線被害の具体的な危険性の程度、あるいはこれを前提とする避難指示の程度を勘案して類型的に行うことが相当である。」 「<u>帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域であった地域から避難した原告らについては、これらのどの地域をとっても、放射線被害の危険や避難の切迫性が極めて大きく、将来の避難生活に対する不安も著しいものであったと考えられるから、いずれの地域も1人当たり150万円とするのが相当である。</u>」 「他方で、<u>緊急時避難準備区域であった地域から避難した原告らについては、上記地域と比べ、避難生活を始めるにあたっての精神的苦痛にはそれほど差がないとしても、放射線被害の危険や避難の切迫性等の面では、精神的苦痛の程度がやや小さいものと評価できるから、1人当たり70万円とするのが相当である。</u>」</p>	<p>1600万円(帰還困難) 1100万円(居住制限) 1100万円(避難指示解除準備)</p>
2	<p>東京高裁判決 【東京高裁小高】 令和2年3月17日</p>	<p>同上</p>	<p>避難を余儀なくされたことによる慰謝料は別算定せず。 避難指示により、十分な情報もないまま、何の準備もなく着の身着のまま避難所等へ避難した後、避難指示や原則として立ち入りを禁じられる警戒区域の指定を受け、生活用品の持ち出しもままならず、従前の学業、仕事、地域活動等の状況が激変する過酷な環境下で不自由な生活をせざるを得なかったことなど、避難開始当初の状況も指摘した上で、避難慰謝料として月額10万円を認容。 このような説示からすると、「避難を余儀なくされたこと」自体による精神的苦痛も、避難慰謝料の算定において考慮していると思われるが、月額10万円を認容することとまる。</p>	<p>950万円(居住制限) 950万円(避難指示解除準備)</p>
3	<p>仙台高裁判決 【仙台高裁生業】 令和2年9月30日</p>	<p>同上</p>	<p>強制的に転居させられたこと等による慰謝料を認容。 「<u>帰還困難区域</u>等を旧居住地とする一審原告らは、生活の本拠であった旧居住地から強制的に転居させられ、長期にわたる不自由な避難生活の継続を余儀なくされるとともに、旧居住地の状況把握さえままならないままこれを放置せざるを得ない状況が続き、本件事故から9年間近くを経た今なお旧居住地が元どおりになることに対して期待を寄せることができない状況であるから…平穩生活権侵害に基づく慰謝料の額を算定すると、その額は、①強制的に転居させられた点について150万円…と評価すべきである。」 「<u>旧居住制限区域</u>…は、生活の本拠であった旧居住地から強制的に転居させられ、長期にわたる不自由な避難生活の継続を余儀なくされるとともに、一時帰宅は可能であったとしても、空間線量率の高い地域に帰宅することは精神的に容易ではないため、事実上旧居住地の状況把握さえままならず放置せざるを得ない状況が、本件事故から短くても4年半余り、長いところでは6年余りの間継続した結果、解除から約3年ないし4年半経った現在もなお旧居住地への帰還に踏み切ることができなかつたり、既に諦めたりしている者も少なくない状況であるから…平穩生活権侵害に基づく慰謝料の額を算定すると、その額は、①強制的に転居させられた点については帰還困難区域と同額である150万円…」 「<u>旧避難指示解除準備区域</u>…は、生活の本拠であった旧居住地から強制的に転居させられ、長期にわたる不自由な避難生活の継続を余儀なくされるとともに、一時帰宅は可能であったとしても、空間線量率の高い地域に帰宅することは精神的に容易ではないため、事実上旧居住地の状況把握さえままならず放置せざるを得ない状況が、本件事故から短くても3年余り、長いところでは6年余りの間継続した結果、解除から約3年ないし6年経った現在もなお旧居住地への帰還に踏み切ることができなかつたり、既に諦めたりしている者も少なくない状況であるから…平穩生活権侵害に基づく慰謝料の額を算定すると、その額は、①強制的に転居させられた点については帰還困難区域と同額である150万円…」 「<u>旧緊急時避難準備区域</u>…は、生活の本拠であった旧居住地から実質的に避難を余儀なくされ避難の継続を余儀なくされたのであるから…平穩生活権侵害に基づく慰謝料の額を算定すると、その額は、①実質的に強制的に転居させられた点については100万円…」</p>	<p>1600万円(帰還困難) 1150万円(居住制限) 1100万円(避難指示解除準備)</p>

4	東京高裁判決 【東京高裁前橋】 令和3年1月21日	同上	避難を余儀なくされたことによる慰謝料は別算定せず。 慰謝料算定に当たり、避難慰謝料やふるさと喪失慰謝料などと慰謝料の性質ごとに区別して算定せず、一括算定。もつとも、当初の避難状況等の過酷さを示す事実関係を詳細に認定している。	1500万円(帰還困難) 1200万円(居住制限) 1100万円(避難指示解除準備)
5	東京高裁判決 【東京高裁千葉】 令和3年2月19日	同上	避難を余儀なくされたことによる慰謝料は別算定せず。 「避難生活に伴う精神的損害」として、避難指示等があったことなどにより、慣れ親しんだ生活の本拠を離れて不慣れな場所での生活をせざるを得なくなり、それによる不便や困難を甘受しなくてはなくなった上、生活の場所が暫定的であるため、本来の生活の本拠での生活に戻れるのかどうか、戻れるとしてもそれがいつになるのかが不透明であることによる不安感や焦燥感を抱いたものと認められるとし、一人1か月10万円を認容。 「避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害」として、居住地からの避難を余儀なくされ、居住地周辺の多くの住民が相当長年にわたって避難すること等により、生活物資の調達から、周辺住民との交流、伝統文化等の享受に至るまでの様々な生活上の活動を支える経済的、社会的、文化的環境等の生活環境がその基盤から失われた場合、あるいは、居住地周辺の地域がある程度の復興を遂げたとしても、生活環境がその基盤から大きく変容した場合に、それまで慣れ親しんだ生活環境を享受することができなくなったことによる精神的損害があるとし、これは「避難生活に伴う精神的苦痛」の慰謝料の対象となっていないから、別途賠償すべきであるとし、原告ごと個別に慰謝料額を算定。 もつとも、事故当初の避難状況等の過酷さや避難所等での生活状況についての具体的な事実関係を詳細に認定している。	1550～1850万円(帰還困難) 1150～1200万円(居住制限) 900万円～1250万円(避難指示解除準備)
6	高松高裁判決 【高松高裁松山】 令和3年9月29日	同上	強制避難慰謝料等を認容。 「旧避難指示解除準備区域は…生活の本拠であった住居において居住を継続する権利(居住の自由)を大きく侵害されただけでなく、慣れない避難先で避難生活を継続することによって、これまでのように平穩な日常生活を営むことができなくなり、いつ避難指示が解除されるか分からない中、長期間の避難生活を余儀なくされることで、将来に対する様々な不安が継続したものと認められるから、包括的生活利益としての平穩生活権の侵害があったことは明らかである。また…避難指示自体は解除されたものの…現時点でもなお社会インフラが本件事故前の状態までは復帰しておらず、復帰率も上がっていない状況にある。…避難の開始を余儀なくされたこと、また、その避難を上記のとおり長期間にわたって続けざるを得なくなったことによる精神的苦痛・損害…の発生にとどまらず、さらに…「故郷」…も相当程度に喪失したものとイえるのであり…包括的生活利益としての平穩生活権の侵害に基づく慰謝料額としては、避難慰謝料として、①強制的な避難を余儀なくされた点(以下「強制避難慰謝料」という。))については、各200万円…を認めるのが相当である。」 「旧緊急時避難準備区域においては、避難が強制されることはなかったものの、引き続き自主避難が求められ、特に子ども、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らないこと等が求められており、南相馬市c区にあっては少なくとも平成23年9月まで、b村にあっては平成24年3月まで、公立の小中学校が休校するなどしている。…上記区域に居住していた住民らが実質的に避難を余儀なくされた状況にあったことは前記のとおりであり、包括的生活利益としての平穩生活権の侵害が存在することは明らかである…包括的生活利益としての平穩生活権の侵害に基づく慰謝料額としては、避難慰謝料として、①実質的に強制的に転居させられた慰謝料については、各150万円…が相当である。」	1320万円(避難指示解除準備)

原告が自主的避難等対象区域の居住者のみである仙台高裁判決【仙台高裁中通り】を除く。

判決の出典は、①裁判所のweb サイト「裁判例検索」②第一法規(株)の法情報総合データベース「D1-Law.com」の「判例体系」のいずれかであり、詳細は以下のとおりである。

R2.3.12 仙台高裁判決【仙台高裁いわき】:②、R2.3.17 東京高裁判決【東京高裁小高】:①、R2.9.30仙台高裁判決【仙台高裁生業】:①、R3.1.21 東京高裁判決【東京高裁前橋】:①、

R3.2.19 東京高裁判決【東京高裁千葉】:①、R3.9.29 高松高裁判決【高松高裁松山】:①

2. その他の参考裁判例

番号	判例	事案	判決概要	その他の慰謝料
1	仙台地裁判決 平成30年10月18日	雪崩遭遇後、骨折等の傷害を負った状態で、自ら動くこともできないまま雪面上に腰を下ろした状態で長時間救助を待たざるを得なかった事案。	「原告は、雪崩遭遇後、現場にいたガイドらにより掘り出され、左下腿骨折、左橈骨骨幹部骨折、第12胸椎圧迫骨折等の傷害を負った状態で、自ら動くこともできないまま雪面上に腰を下ろした状態で約4時間30分の間、本件事故の現場において救助を待たざるを得なかったことが認められる。このように、本件事故は雪深い冬の山岳という過酷な環境において発生した重大な事故であり、原告は重い傷害を負ったまま、寒さや更なる雪崩の発生等による生命の危険が生じていたと推認され、原告は雪崩に巻き込まれた恐怖のみならず救助されるまでの約4時間30分に渡り、死の恐怖に直面し続け、大きな精神的苦痛を受けていたものと認められる。このような精神的苦痛に対する慰謝料は 50万円 とするのが相当である。」	別途入院慰謝料を認容
2	宮崎地裁判決 平成22年3月12日	鹿児島県種子島沖合で漂流中の漁船に航行中の貨物フェリーが衝突した事案。	「原告甲野らは、本件事故によって、突然、さしたる装備もない状態で、2月の真冬の海上に投げ出され、その後、約3日間の間、不十分な防寒具や食料のもと、気温の低下や海水の浸水による強度の寒さや夜間の暗闇による不安に加え、高波や浸水による転覆及び他船によるさらなる衝突の恐怖に晒され、死の現実的危険を感じながら、救命イカダで漂流することを余儀なくされたことが認められる。そして、原告甲野らは、結果的には救助されるに至ったものの、それも原告甲野らの強靱な精神力や、幸吉丸から退船する際に、ラジオプイに電源を入れておくという原告の冷静な機転に加え、日向市漁協及び海上保安庁による迅速かつ適切な救助活動が行われたことや、同月11日から12日にかけてが好天であり、ヘリコプターによる捜索が可能であったこと等の諸条件が重なり合った結果であり、客観的に見ても、これらの条件のうち一つでも欠けていれば生還する可能性が極めて低い状況に置かれていたといえるから、原告甲野らが本件漂流によって被った精神的苦痛は甚大なものであったといわざるを得ず、これを死の恐怖と呼ぶかどうかは別としても、なお独立した損害として見ることは十分に可能であるというべきであって、その慰謝料は、原告甲野ら各人につき 300万円 と認めるのが相当である。」	別途入院慰謝料を認容
3	京都地裁判決 平成15年4月30日	脳梗塞の発作で消防に自宅から20回通報して救急隊の出動を求めたが、通報に明瞭性を欠くなどの理由で救急隊がこれに応じなかったため、病院への搬送が遅れた事案。	「原告は、脳梗塞の発作により、119番通報をしたのに、救急隊が出動せず、その結果、自力で自宅の外に出た原告を発見した近所の住民の119番通報に基づいて出動した救急隊によって乙病院に搬送されるまで、医療機関で治療を受けるのがほぼ2日間遅れたのであって、その間、相当の苦痛、不安等が継続したことは想像に難くない。また、脳梗塞は、早期の治療が必要とされているところ(甲3の2)、医療機関に搬送されるのが遅れたことによって、後の経過に影響を及ぼしたと原告が理解することも無理からぬところである。これらの事情に、被告職員の過失の程度、その他本件に現れた諸般の事情を総合すると、原告が上記の不法行為によって被った精神的苦痛に対する慰謝料は 100万円 が相当である。」	×(傷害なし)
4	東京地裁判決 昭和61年4月30日	スキューバダイビングの講習を受けていた受講者が潜水予定地点に設置されたブイにたどりつく前に潮流に流されて1時間以上も漂流した事案。	「前掲(証拠)によれば、本件事故当時、現場付近の海洋の水温は摂氏12度以下でウェットスーツを着用していても冷たかった(なお、これを着用していなければ、水温摂氏15度で凍死の危険性がある。)ことが認められる。右の事実と第二項二ないし三の事実及び原告本人尋問の結果を総合すれば、原告が本件状況のもと死の恐怖の中で1時間以上も漂流したことによって受けた精神的苦痛が多大なものであったことは推認に難くなく、その他本件口頭弁論に顕れた諸般の事情を参酌すれば、これに対する慰謝料としては、 金25万円 が相当である。」	×(傷害なし)
5	広島地裁判決 平成27年3月12日	自動車で道路を走行していたところ、降雨のため冠水した箇所に入道して走行不能となった事案。	「本件事故が発生した時、大量の水が運転席に浸入し、運転席の天井近くまで達したこと、原告Aは、フロントガラスやドアガラスを蹴って破壊しようとしたが、容易に破壊することができず、著しい恐怖を覚えたことを認めることができる。これによると、原告Aには、金銭によって慰謝すべき精神的苦痛が生じたといえる。本件事故の態様、その他本件に顕れた諸事情を考慮すると、原告Aの精神的苦痛を慰謝するための慰謝料は、 50万円 が相当である。」	×(傷害なし)

6	宇都宮地裁判決 平成23年3月30日	下校途中の中学生が普通自動車に衝突され、1人が死亡、2人が受傷した交通事故事案。	<p>「原告丙川は、本件事故により右手打撲の傷害を受け全治3日と診断されており、通院して治療を受けたのは、那須南病院の平成20年1月30日と同年3月17日、ときながメンタルクリニックの同年6月14日であって、<u>負傷の程度は比較的軽微なものにとどまっており、通院治療日数も合計3日にすぎないものであることが認められるが</u>、本件事故は、上記認定のとおり、原告丙川が同級生の三江及び原告丁原とともに集団下校中に発生したものであり、被害者らは被告乙野運転の被告車両が接近してきたことから道路脇に停止ないし佇立していたところ、被告車両に一方的に衝突されたものであって、被害者らには落ち度はなく、同一事故によって三江が死亡しており、原告丙川は親友を失った悲しみとともに、自らも死亡したかもしれない状況にあったことなどからみて、<u>本件事故によって受けた恐怖感や精神的衝撃には非常に大きいものがあること、また、同原告は本件事故当時中学3年生であり、多感な時期に深い心の傷を負ったことが容易にうかがわれることなどを総合勘案すると、同原告が本件事故によって被った精神的苦痛を慰謝するには30万円をもってするのが相当である。</u>」（もう一人の原告についても同様の判断）</p>	×（入院慰謝料と一括算定）
7	東京地裁判決 昭和61年9月16日	ヘリコプター墜落事故により搭乗者が負傷した事案。	<p>「原告渡辺及び同八木は、本件墜落事故により死の瞬間に直面してはかりしれない精神的打撃を受けたので慰謝料の算定にあつては右事情を考慮すべきであり、右精神的打撃を慰謝するには金500万円が相当である旨主張するけれども、<u>本件墜落事故の態様は前記認定のとおりであって故意によるものではないから、前叙の墜落に伴う死の恐怖感は一時的なものではあるけれども、本件と同程度の通院加療期間を要する傷害を生ずる通常の交通事故の事例に比べても被害者に対しては深甚で重大な精神的苦痛を与えるものとして、受傷による通常の慰謝料とは別個にそれ自体として評価・算定されるべきではあるが、近時の大型・高速化した航空機時代における不幸な空の惨事のお後を絶たない社会・技術的状況を考慮しても、本件における右慰謝料は各50万円をもって相当とし、なお右慰謝料額を超える金額によらなければ右原告らの精神的苦痛を慰謝しえないものとする格別の事情は存しない</u>」</p>	別途入院慰謝料を認容

判決の出典は、いずれも第一法規(株)の法情報総合データベース「D1-Law.com」の「判例体系」である。漢数字は算用数字に置き換えた。